

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年3月5日(木)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	村田正己
3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	(欠員)
14番	田口洋輔
15番	曾束竹司
16番	南秀和
17番	内田孝司
18番	小森保豊
19番	茨木清
20番	林吉一

4. 遅刻委員 1番 藪内義成

5. 欠席委員 13番 林勉

6. 会議録署名委員 6 番 上 田 幸 子
 8 番 内 田 裕 夫

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

8. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
に対する意見について（5 条転用許可） |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による（一時転
用）許可申請に対する意見について
（5 条一時転用許可） |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に
ついて（納税猶予（入口）） |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の
決定について（利用権設定） |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転
用届出について（4 条届出） |
| 報告第 2 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合
意解約の通知について（賃貸借合意解約） |

9. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間になりましたので、令和2年第3回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、林勉委員からご欠席、藪内委員から遅れての参加ということで、ご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。本日の出席委員につきましては、農業委員が13名中11名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる2月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 村田委員

4番 中西委員

8番 内田裕夫委員

9番 小寺委員

10番 西村職務代理者

20番 林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条転用許可） 1件
- 農地法第5条第1項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について（5条一時転用許可） 1件
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口）） 3件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） 15件

(会長)

- 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出) 1件
- 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約) 5件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。6番の上田委員、8番の内田裕夫委員です。どうぞよろしく願いをいたします。

それではまず、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号2の該当地については、特に問題のないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号2につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。また、農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)は2ページと3ページ、こちらは議案書の2ページと3ページにつけさせていただきます。こちらにつきましても併せてご覧になり審議をよろしく願います。会長、お願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号2に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

それでは続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請に対する意見について、5条一時転用許可を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件について、調査報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号1の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらの議案書、備考欄に書かれてますとおり、使用期間につきましては、許可日より令和4年3月31日となっております。また、転用理由につきましては、こちらに書かれておりますとおり、隣接道路に重機を設置し、車両通行止めをするということから、この農地を一時的に転用して通路とすること

(事務局)

と、また、工事のための資材置場にされるというふうにおうかがいしておるところでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。また、農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきましては、議案書5ページと6ページも併せてご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予(入口)を議題といたします。

それでは、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号2から受付番号4の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第3号まず受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページと次のページ、4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号2につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており、適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており、適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号3と受付番号4は、対象農地が同じでございますので、まとめて審議をいたします。事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号3につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、受付番号4につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましてはご覧のとおりでございます。受付番号3、受付番号4につきましては、対象農地は全く同じとなっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページから7ページをご覧になり、審議をお願いいたします。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号3と受付番号4につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3と受付番号4について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており、適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており、適格者であると証明をいたします。

(藪内委員 午後1時43分 入室)

(会長)

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第4号について、まず現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第4号受付番号6から受付番号20の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、議案第4号受付番号6と受付番号7は、借手が同じでございますので、まとめて審議をいたします。事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号6につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおり

(事務局)

りでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページと、8 ページから 11 ページとなっておりますのでございます。

次に、受付番号 7 につきましては議案書、こちらは 11 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 12 ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日 15 件ございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 6 と受付番号 7 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 6 と受付番号 7 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号受付番号 8 について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 8 につきましては議案書 12 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 13 ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号8について、ご意見ご質問は何かございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号8について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

議案第4号受付番号9について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号9につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号9について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号9について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号10から受付番号13、10から13ですね、は、借手が同じ方ですのでまとめて審議をします。事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号10につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。

次に受付番号11につきましては議案書次のページ、15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらもあるページの16ページをご覧ください。

続いて受付番号12につきましては議案書16ページをご覧ください。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の17ページでございます。

続きまして、受付番号13につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらは18ページと19ページにまたがっております。

それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号10から受付番号13ですね、について、特にご意見ご質問はございませんか。ちょっと議案書4枚ほどにまたがっておりますけども。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号10から受付番号13について、可とすることに賛成の委

(会長)

員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして議案第4号受付番号14と受付番号15については、後ろにあります報告第2号ですね、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知についての受付番号1と受付番号2との関連する内容です。また議案第4号受付番号14と受付番号15は、借手が同じですので、まとめて審議をします。報告と併せて事務局、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号14と受付番号15について説明いたします前に関連する内容といたしまして、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号1と受付番号2のほうを先に報告させていただきます。

報告第2号受付番号1につきましては、議案書はちょっと飛ぶんですけれども、28ページをご覧ください。こちらの28ページが合意解約の内容となっております。上記のような貸借がなされておりましたところ、この度、下の米印にございますが、合意解約がなされて別の方に貸されるというような内容となっておりますところでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真20ページをご覧ください。こちらの写真でございますと、右下の写真となっておりますところでございます。

続いて、受付番号2につきましては議案書次のページ、29ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、これも同じく20ページをご覧ください。こちらでございますけれども、議案書の所在地、合意解約がな

(事務局)

された土地が3筆ございますけれども、上2筆につきましては●●●●●●●●さんのほうに貸される農地、いちばん下の●●●●●●●●につきましては、●●●●●●●●さんに貸される農地となっておりますのでございます。

なおですね、受付番号1と受付番号2につきましては、令和2年2月26日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第4号受付番号14に戻らせていただこうと思います。受付番号14につきましては議案書、戻りまして18ページをご覧ください。こちらの内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、先ほど申しましたとおりですね、詳細地図及び該当農地の写真20ページになっております。

次に、受付番号15につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましても、こちらも詳細地図及び該当農地の写真の20ページでございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号14と受付番号15について、何かご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定です。よろしいですか。ただ今、報告と一緒に事務局のほうから説明をお願いいたしました。よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号14と受付番号15について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号16と受付番号17につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後1時55分 退席)

(会長)

それでは、議案第4号受付番号16と受付番号17について、それから、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号2から受付番号5に関連する内容でございます。また、議案第4号受付番号16と受付番号17は、借手が同じですので、まとめて審議をしたいと思います。報告と併せて、事務局よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号16と受付番号17について説明する前に関連する内容といたしまして、報告第2号受付番号2から受付番号5を先に報告させていただきます。

報告第2号受付番号2につきましては議案書飛びまして、29ページをご覧ください。こちらは先ほど見ていただきました議案書となりますけれども、この合意解約がなされた土地の内、上2つにつきましてはがこの議案第4号と関連する内容となっております。こちらが●●●●●●●●さんのほうに貸される内容となっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真21ページをご覧ください。

次に、受付番号3につきましては議案書30ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりで

(事務局)

ございます。

こちらも以下のような条件で解約がなされたということでございまして、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 2 ページをご覧ください。

次に受付番号 4 につきましては議案書 3 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 2 ページ、同じく 2 2 ページをご覧ください。

次に、受付番号 5 につきましては議案書 3 2 ページと 3 3 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。3 3 ページにつきましては、貸手さんの持分等の詳細となっておりますところでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 3 ページをご覧ください。

受付番号 2 から受付番号 5 につきましては、令和 2 年 2 月 2 6 日付けで会長専決いたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第 4 号受付番号 1 6 について説明をさせていただきます。議案書、戻りまして 2 0 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、2 1 ページに貸手さんの持分等の詳細を書かせていただいております。先ほど説明いたしました報告第 2 号受付番号 2 から受付番号 5 の農地を解約いたしまして、この●●●●さんに貸し付けるというような内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 1 ページから 2 3 ページをご覧ください。先ほどの合意解約のところでございます。

(事務局)

次に受付番号 17 につきましては議案書 22 ページをご覧ください。こちらにつきましては 23 ページに、こちらも貸手の持分の詳細を書かせていただいておりますのでございます。なお、それ以外の内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらは 21 ページから 23 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 16 と受付番号 17 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 16 と受付番号 17 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後 2 時 1 分 入室)

(会長)

それでは続きまして、議案第 4 号受付番号 18 から受付番号 20 まで、借手が同じでございますので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 18 につきましては議案書 24 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 24 ページをご覧ください。

次に受付番号 19 につきましては議案書 25 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりで

(事務局)

ございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく24ページをご覧ください。

次に、受付番号20につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真25ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号18から受付番号20まで、今、説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号18から受付番号20について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

これで、本日予定をしておりました審議案件は全て終わります。これより報告に入ります。

それでは報告第1号受付番号2農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号2につきましては議案書27ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真26ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年2月14日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を

(事務局)

発行させていただいております。
会長よろしくお願いたします。

(会長)

ただ今、報告案件1件について、報告がございました。この件について、何かご意見ご質問ございますか。報告ですのでよろしいですか。ということで、1件、この案件があったということを留意を願いたいと思います。

それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時4分 終了
